

○給与支払報告書（総括表）

岩手県滝沢市長 様 令和 年 月 日提出

フリガナ											※ 指 定 番 号		
給与支払者所在地 (住所)	(〒)										事業種目		
フリガナ											受給者総人員	人	
名称 又は 氏名											滝沢市報告人員	特別徴収対象者	人
												普通徴収対象者 (退職者)	人
												普通徴収対象者 (退職者を除く)	人
給与支払者の個人 番号又は法人番号												報告人員の合計	人
代表者の 職氏名											所 税 務 署 名	税務署	
連絡者の 所属部署 氏名及び 電話番号	所 属	氏 名									給与の支払方法及びその期日		
	-	-	内 線 () 番										
税理士 事務所	(- -)										納入書の送付	必要・不要	
法定提出期限 令和7年1月31日													

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書の提出について

平素は、本市の税務行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
 さて、本年も給与支払報告書を提出していただく時期となりました。
 つきましては、「総括表」と「仕切紙」を送付いたしますので、必要事項を記入
 のうえ、提出いただきますようお願いいたします。
 なお、給与支払報告書提出後、特別徴収対象者の方が退職等により給与の支払を
 受けなくなった場合は、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」の提出をお
 願いいたします。

法定提出期限は、令和7年1月31日ですが、令和7年1月20日までに提出いた
 きますようご協力をお願いいたします。

【提出先】
 〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼55番地
 滝沢市役所 税務課
 電話 019-656-6570 (直通)

給与所得に係る個人住民税の特別徴収について

○個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が従業員（給与所得者）に毎月支払う給
 与から個人住民税（個人都道府県民税・市区町村民税・森林環境税）をあらかじめ差引きし、
 納税義務者である従業員に代わって市町村に納税していただく制度です。

○給与からの特別徴収は、地方税法及び市区町村の条例で定められた事業主の義務であり、個
 人住民税は、一部の例外を除き特別徴収の方法により納税していただくがなければなりません
 （事業主や従業員の意思による徴収方法の選択はできません）。

記載要領

- 1 この給与支払報告書は、地方税法第 317 条の6 第 1 項又は第 3 項に規定する給与につ
 いて使用してください。
- 2 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、
 次により提出してください。
 (イ) 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
 (ロ) 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなった者 退職した年の
 翌年の1月31日まで
- 3 「連絡者の所属部署、氏名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の
 所属部署、氏名及び電話番号を記載してください。
- 4 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続に
 おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する
 個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）
 を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載して
 ください。
- 5 ※の欄は記載しないでください。